

湖西市道路の位置の指定に関する事務処理要領

平成 20 年 12 月 26 日

告示第 185 号

改正 平成 30 年 7 月 10 日告示第 185 号

令和 2 年 4 月 7 日告示第 109 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定（変更・廃止）を受けようとする者が行う申請手続に関し必要な事務処理の方法を定めるものとする。

(申請者)

第 2 条 申請者は、位置の指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に関係のある者とする。

2 代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付しなければならない。

3 申請代理人は、建築士又は行政書士とする。

4 図面作成者は、なるべく専門的知識を有するものとする。

(申請書類)

第 3 条 申請書類は、左綴じとし、正本 1 通、副本 2 通を提出しなければならない。

2 申請書類の正本に必要なものは、次に掲げるものとする。

(1) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（湖西市建築基準法施行細則（平成 20 年湖西市規則第 40 号。以下「施行細則」という。）様式第 12 号。以下「申請書」という。）

(2) 委任状（代理人が申請書を提出する場合）

(3) 権利関係書類

ア 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書（申請書及び承諾書に押印したもの）

イ 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書（道路にする土地及び当該土地に存する建物）

ウ 当該申請に係る土地について権利を有する者と、土地の登記事項証明書記載の権利者に関する事項について相違がある場合は、権利を有することを証する書類

エ 道路にする土地に存する建物について権利を有する者と、建物の登記事項証明書記載の権利者に関する事項について相違がある場合は、

権利を有することを証する書面

(4) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書添付図書（施行細則様式第13号。以下「添付図書」という。）

(5) 位置図

(6) 求積図

(7) 現況図

(8) その他

ア 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものについては、許可証又は承諾書の写し

イ 湖西市道路の位置の指定基準（平成20年湖西市告示第184号）第5条第1項ただし書（同項第1号を除く。）の規定を適用する場合は、その理由書

ウ その他市長が必要と認める書類又は図面等

3 申請書類の副本に必要なものは、次に掲げるものとする。

(1) 申請書

(2) 委任状の写し

(3) 権利関係書類の写し

(4) 添付図書の写し

(5) 位置図

(6) 求積図

(7) 現況図

（申請書の記入）

第4条 申請書は、次に掲げるとおり記入するものとする。

(1) 「道路にする土地の地名地番」の欄は、道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番を登記事項証明書に記載されているとおりに記入するものとする。

(2) 「道路に接する敷地の地名地番」の欄は、指定道路に接する敷地の地名地番を記入するものとする。

(3) 「隣接する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号」の欄は、申請道路が接続する既指定道路について記入するものとする。

(4) 「変更又は廃止をしようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号」の欄は、既指定道路で、変更又は廃止をしようとするものについて記入するものとする。

(5) 「申請道路」の欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号を付け、図面と一致させたものの符号並びに幅員及び延長をメートル

(寸法は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。)で記入するものとする。この場合において、幅員(指定する道路幅員)は、側溝(水路は除くものとする。)、路肩等を含めた寸法を記入するものとし、車道幅員を上段に括弧書きしたものとする。

- (6) 「標示の方法」の欄は、L型側溝、U型側溝等、終端を含め、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入するものとする。

(添付図書等の作成)

第5条 添付図書等は、次に掲げるとおり作成するものとする。

- (1) 位置図及び添付図書の作成要領は、別表に定めるものとする。
- (2) 「土地所有者等の承諾書」の欄は、申請者、申請道路に係る土地の所有者、借地権者及びその土地内の建物又は工作物について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番並びに権利を有する者の住所及び氏名を記入したものであること。この場合において、住所は現住所とし、印は印鑑登録をしたものを使用するものとする。

- (3) 地籍図(公図写し及び実測図)及び求積図は、次のとおり色分けするものとする。

ア 申請道路 … 薄黄色

イ 公道、既指定道路 … 薄赤色

ウ 水路 … 薄青色

エ うすずみ、畦畔等 … 薄黒色

- (4) 公図写しは建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士が作成し、記名押印したものとする。ただし、本人申請の場合、法務局から取得した地図等を加工せず申請図書とした場合はこの限りではない。

- (5) 図面作成者は、その資格(免許の種類)を付記するものとする。

- (6) 添付図書の様式により難しい場合は、適宜別図を作成するものとする。

(受理通知)

第6条 市長は、申請書類の内容を審査した結果、支障がないと認めるときは、道路の位置の指定申請書の受理通知書(様式第1号)を申請者(申請代理人のいる場合にあつては代理人。以下同じ。)に交付し、支障のあるものについては、道路の位置の指定申請書の是正通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 申請者は、申請受理通知書の交付を受けた後、道路にする土地の地目を公衆用道路に変更するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告書(様

式第 3 号) に、道路にする土地を分筆し、地目を公衆用道路に変更したことを証する公図写し及び土地の登記事項証明書を添えて、市長に報告しなければならない。

(指定)

第 8 条 市長は、申請者からの工事完了報告書を受理したときは現地検査を行い、道路が申請どおり築造されていることを確認したときは、道路の位置の指定を行い、道路の位置の指定(変更・廃止)通知書(施行細則様式第 23 号)を申請者に交付する。

2 市長は、道路の築造が申請のとおり完了していないと認めるときは、工事完了検査結果書(様式第 4 号)を申請者に交付する。

(公告)

第 9 条 市長は、道路の位置の指定を行った場合には、公告を行う。

(避難通路の変更、廃止)

第 10 条 静岡県道路の位置の指定基準(昭和 40 年 3 月 15 日付け建第 139 号)に基づき指定を受けた道路について、道路の位置の変更又は廃止を伴わない避難通路の変更又は廃止については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 10 日告示第 185 号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 7 日告示第 109 号)

この要領は、公布の日から施行する。